

[改正]	[現行]
<p>第1部 一般条項 第1章～第2章（略）</p> <p>〈第3章 d カードサービスに関する管理等〉 第1節 ケータイ iD サービスに関する管理等 第15条～第17条（略） 第18条（ケータイ iD 会員番号の再付与） 1 当社は、以下の各号のいずれかの事由がある場合で当社が必要と認める場合には、会員に対し、ケータイ iD 会員番号を再付与します。この場合、従前のケータイ iD 会員番号は失効します。</p> <p>（1）前条第3項に定める事由があるとき （2）～（7）（略）</p> <p>2 会員は、前項に定める当社によるケータイ iD 会員番号の再付与の<u>手続完了後、当社指定アプリを利用してケータイ iD 利用端末又はその他対応機器に、再付与を受けたケータイ iD 会員番号のカード情報（以下「新しいカード情報」といいます）の設定を行うことができます。会員が、引き続きケータイ iD サービスの利用を継続したいときは、当社指定アプリを利用してケータイ iD 利用端末又はその他対応機器に、新しいカード情報の登録を行ってください。</u></p> <p>3 第15条第1項に基づきカード情報の登録を完了している会員は、<u>第1項に定める当社によるケータイ iD 会員番号の再付与の手続完了後、前項に定める新しいカード情報の登録の如何にかかわらず、当社指定の方法によりケータイ iD 利用端末又はその他対応機器から速やかにケータイ iD に登録されている従前のカード情報を削除してください。また、会員は、第1項第6号に定める事由に該当する場合であって、当該事由が生じることを知ったときは、当社指定の方法により、速やかにケータイ iD のカード情報を削除してください。</u>従</p>	<p>第1部 一般条項 第1章～第2章（略）</p> <p>〈第3章 d カードサービスに関する管理等〉 第1節 ケータイ iD サービスに関する管理等 第15条～第17条（略） 第18条（ケータイ iD 会員番号の再付与） 1 当社は、以下の各号のいずれかの事由がある場合で当社が必要と認める場合には、会員に対し、ケータイ iD 会員番号を再付与します。この場合、従前のケータイ iD 会員番号は失効します。</p> <p>（1）前条第2項に定める事由があるとき （2）～（7）（略）</p> <p>2 当社は、前項に基づきケータイ iD 会員番号を再付与したときは、その旨を本会員の<u>契約申込み時の届出住所又は住所変更の届出がされた場合の変更後住所（以下併せて「届出住所」といいます）宛に通知し又は当社指定の方法により通知します。なお、家族会員用のケータイ iD 会員番号の再付与に関する通知を受けた本会員は、当該家族会員にその旨を通知してください。</u></p> <p>3 第15条第1項に基づきカード情報の登録を完了している会員は、<u>前項の通知（家族会員の場合は本会員からの通知）を受けたときは、当社指定の方法により、速やかにケータイ iD に登録されている従前のカード情報を削除してください。また、会員は、第1項第6号に定める事由に該当する場合であって、当該事由が生じることを知ったときは、当社指定の方法により、速やかにケータイ iD のカード情報を削除してください。従前のカード情報を削除せず、第三者に不正にケータイ iD サービスを利用されてしまった場合でも、d カード利</u></p>

前のカード情報を削除せず、第三者に不正にケータイ iD サービスを利用されてしまった場合でも、d カード利用代金は、第 16 条第 4 項に基づき本会員にお支払いいただくこととなりますのでご注意ください。

第 19 条～第 20 条（略）

第 21 条（カード情報のお預入れ機能）

1・2（略）

3 お預入れ機能は、カード情報が当社のサーバ又は新携帯電話端末等に完全に移行されることを保証するサービスではなく、カード情報を移行する際の通信環境・通信状況によっては、移行が完了せずカード情報が消失してしまう場合があります。この場合、会員は、当社指定の方法に従い、第 18 条第 1 項に定めるケータイ iD 会員番号の再付与を希望する旨を当社に申し出てください、第 18 条第 2 項及び第 3 項に定める手続きを行っていただく必要があります。

4（略）

第 22 条（略）

第 2 節・第 3 節（略）

第 4 章（略）

〈第 5 章 期限の利益の喪失・利用停止・契約の終了・提供中止等〉

第 38 条・第 39 条（略）

第 40 条（当社の解約による契約終了）

1 当社は、会員が以下の各号のいずれかに該当した場合には、何らの通知又は催告等を行わずに d カード契約を解約してこれを終了させることができます。

用代金は、第 16 条第 4 項に基づき本会員にお支払いいただくこととなりますのでご注意ください。

4 ケータイ iD サービスの利用を希望する会員は第 2 項の通知（家族会員の場合は本会員からの通知）を受けたときは、再度新しいカード情報について当社指定アプリを利用してカード情報の登録を行ってください。

第 19 条～第 20 条（略）

第 21 条（カード情報のお預入れ機能）

1・2（略）

3 お預入れ機能は、カード情報が当社のサーバ又は新携帯電話端末等に完全に移行されることを保証するサービスではなく、カード情報を移行する際の通信環境・通信状況によっては、移行が完了せずカード情報が消失してしまう場合があります。この場合、会員は、当社指定の方法に従い、ケータイ iD 会員番号の再付与を希望する旨を当社に申し出てください、第 15 条に定める利用準備を行っていただく必要があります。

4（略）

第 22 条（略）

第 2 節・第 3 節（略）

第 4 章（略）

〈第 5 章 期限の利益の喪失・利用停止・契約の終了・提供中止等〉

第 38 条・第 39 条（略）

第 40 条（当社の解約による契約終了）

1 当社は、会員が以下の各号のいずれかに該当した場合には、何らの通知又は催告等を行わずに d カード契約を解約してこれを終了させることができます。

<p>(1) ~ (6) (略)</p> <p>(7) 第24条第3項の本会員の d カードの再発行がなされないままカード会員番号の有効期限満了の日が経過したとき</p> <p>(8) ~ (15) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第41条~第43条 (略)</p> <p>第6章 (略)</p> <p>第2部 ショッピングサービス (略)</p> <p>第3部 キャッシングサービス (略)</p> <p><u>附則 (2024年2月26日)</u></p> <p><u>1 この改定規約は2024年2月29日より実施します。</u></p> <p>【別紙】 (略)</p>	<p>(1) ~ (6) (略)</p> <p>(7) <u>第17条第2項に基づく当社からの通知がなされないままケータイ iD 会員番号の有効期限満了の日が経過し、または第24条第3項の本会員の d カードの再発行がなされないままカード会員番号の有効期限満了の日が経過したとき</u></p> <p>(8) ~ (15) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第41条~第43条 (略)</p> <p>第6章 (略)</p> <p>第2部 ショッピングサービス (略)</p> <p>第3部 キャッシングサービス (略)</p> <p>【別紙】 (略)</p>
--	--